

港湾審議会第146回計画部会資料

郷ノ浦港港湾計画書

— 改 訂 —

平成5年8月

郷ノ浦港港湾管理者

本計画書は、昭和57年3月港湾審議会第97回計画部会の議
を経た郷ノ浦港ごうのうらの港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	3
III	港湾施設の規模及び配置	4
1	公共ふ頭計画	4
2	フェリー及び旅客船ふ頭計画	4
3	水域施設計画	5
4	外郭施設計画	6
5	小型船だまり計画	6
6	マリーナ計画	7
7	臨港交通施設計画	8
IV	港湾の環境の整備及び保全	9
1	港湾環境整備施設計画	9
V	土地造成及び土地利用計画	10

I 港湾計画の方針

郷ノ浦港は、九州の北西海上、壱岐島の南西岸に位置し、港の前面には小島が点在する天然の良港である。本港は旧松浦藩時代に九州本土や対馬及び中国大陸方面との交易で栄えたが、大正時代には町政施行と同時に近代港湾としての整備が開始され、昭和34年6月には重要港湾に指定された。

本港は、現在、壱岐島における島内消費物資等の流通拠点として、また本土や近隣島しょ部とを結ぶフェリー・旅客船航路をもつ海の玄関口として発展してきており、平成3年には^{かまさき}鎌崎地区-5.5mの公共ふ頭の供用開始、郷ノ浦地区へのジェットフォイルの就航等がなされ、港湾取扱貨物量は平成3年において内貿110万トン（うちフェリー40万トン）に達している。

多くの島しょ部を有する長崎県は、離島振興策を県の主要施策として掲げ、その積極的推進を図っているところであるが、本港の位置する壱岐島においても、地場産業を主とする産業の振興等を通して住民の生活水準の向上を図ることとしており、壱岐島における物流、人流の中心的な拠点である本港が、地域振興のために果たす役割は今後一層増大するものと思われる。

また、壱岐島を訪れる観光客数も近年増加しており、本島において、壱岐対馬国定公園の一部に指定されている美しい自然環境を生かした観光レクリエーション機能の充実が求められている。さらに、近年高まっている海洋性レクリエーション需要への対応が求められている。

このため、本港に対しても、地域振興を念頭においた物流機能の充実、健全かつ安全な海洋性レクリエーション基地の整備、自然と親しむことのできる賑わいと潤いのある空間の創造といった多様な要請が寄せられている。

このような情勢に対処するため、以下に示すような方針のもとに、おおむね平成17年を目標年次として港湾計画を改訂するものである。

- 1) 壱岐島における島内消費物資等の流通拠点として、内貿流通機能の強化を図る。
- 2) クルーズ需要の高まりに対応し、また、背後地域の観光資源を活用した観光基地の形成を図るため、旅客船ふ頭の整備を図る。
- 3) 海洋性レクリエーション需要の増大に対処するため、マリーナを中心とした海洋性レクリエーション基地を整備する。
- 4) 港内に散在する漁船、遊漁船等の適切な収容を図るため、小型船だまりを整備する。
- 5) 港湾における快適な環境の創造を図るため、親水空間に配慮した緑地等を整備する。
- 6) 港湾と背後地域との円滑な連絡を図るとともに、港湾内の円滑な交通を確保するため、臨港交通体系の充実を図る。
- 7) 港湾における諸活動の安全を確保するため、所要の外郭施設を整備する。
- 8) 効率性、安全性、快適性の高い空間の形成を図るため、陸域100haと水域400haからなる港湾空間を以下のように整備する。
 - ① 郷ノ浦地区のフェリーふ頭周辺及び中央部西側、鎌崎地区南部を物流関連ゾーンとする。
 - ② 郷ノ浦地区中央部南側を人流関連ゾーンとする。
 - ③ 郷ノ浦地区の西部、及び中央部北側から東部にかけての地域、宇土地区東部、渡良地区を船だまり関連ゾーンとする。
 - ④ 鎌崎地区北部を緑地レクリエーションゾーンとする。
 - ⑤ 宇土地区西部を危険物ゾーンとする。

II 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量、入港最大標準船型及び港湾利用者数を次のように定める。

取扱貨物量	内 貿 (うちフェリー)	180万トン (うち60万トン)
	合 計	180万トン
入港最大標準船型		1.5万G/T級
港湾利用者数	旅客施設利用者	60万人
	緑地利用者	10万人
	マリーナ利用者	10万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、効率性、安全性、快適性の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図るとともに、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 公共ふ頭計画

1-1 郷ノ浦地区

砂・砂利、セメントの内貿貨物を取扱うため、公共ふ頭を次のとおり計画する。

5,000D/W級 水深7.5m 岸壁2バース 延長260m
ふ頭用地 5ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

〔既定計画〕
5,000D/W級 水深7.5m 岸壁1バース 延長130m
2,000D/W級 水深5.5m 岸壁2バース 延長180m
ふ頭用地 6ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

1-2 鎌崎地区

以下の既定計画を削除する。

〔既定計画〕
2,000D/W級 水深5.5m 岸壁3バース 延長270m
ふ頭用地 2ha（荷捌施設用地及び保管施設用地）

2 フェリー及び旅客船ふ頭計画

2-1 フェリーふ頭計画

周辺離島フェリー輸送に対処するため、フェリーふ頭を次のとおり

計画する。

渡良地区

小型船対象 水深 3 m さん橋 1 基 (公共)

ふ頭用地 1 ha (旅客施設用地及び荷捌施設用地)

なお、これに伴い、以下の施設を撤去する。

〔 既設
小型船対象 水深 3 m 1 基 〕

2 - 2 旅客船ふ頭計画

クルージング需要の増大に対処するため、旅客船ふ頭を次のとおり計画する。

郷ノ浦地区

15,000 G / T 級 水深 7.5 m 岸壁 1 バース 延長 220 m (公共)

ふ頭用地 1 ha (旅客施設用地)

3 水域施設計画

係留施設の計画に対応して、航路及び泊地を次のとおり計画する。

3 - 1 航 路

渡良地区

渡良航路 15,000 G / T 級 水深 8 m 幅員 180 m

〔 既定計画
渡良航路 5,000 D / W 級 水深 8 m 幅員 150 m 〕

3 - 2 泊 地

鎌崎地区

既定計画を削除する。

〔 既定計画
鎌崎地区 水深5.5m 面積1ha 〕

郷ノ浦地区 水深7.5m 面積1ha

4 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

防波堤

渡良地区 西防波堤 延長300m

5 小型船だまり計画

漁船、遊漁船等のために、小型船だまりを次のとおり計画する。

郷ノ浦地区

(^{もとい}本居船だまり)

波除堤 延長150m

小型さん橋 2基

なお、これに伴い、既設防波堤45mを撤去する。(うち8m完了)

〔 既定計画
既設防波堤45mを撤去する。 〕

(^{えぶみ}絵踏船だまり)

泊地 水深 3m 面積 1ha

物揚場 水深 3m 延長 80m

小型さん橋 4基

ふ頭用地 1ha

しょう
(庄船だまり)

泊地	水深4.5m	面積 1ha
防波堤		延長180m
岸壁	水深4.5m	延長320m
ふ頭用地		2ha

宇土地区

(宇土船だまり)

泊地	水深4.5m	面積 1ha
防波堤		延長 50m
波除堤		延長 50m
岸壁	水深4.5m	延長330m
ふ頭用地		1ha

渡良地区

(渡良船だまり)

防波堤		延長220m
船揚場		延長 30m
ふ頭用地		1ha

6 マリーナ計画

海洋性レクリエーション需要の増大に対処するため、マリーナを次のとおり計画する。

鎌崎地区

防波堤		延長240m
小型さん橋		6基
船揚場		延長 40m
レクリエーション施設用地		2ha

7 臨港交通施設計画

ふ頭用地などにおける交通の円滑化を図るとともに、ふ頭用地と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

道路

臨港道路 郷ノ浦ふ頭線

起点 郷ノ浦ふ頭

終点 町道絵踏線 2車線

臨港道路 宇土ふ頭2号線

起点 宇土ふ頭

終点 臨港道路郷ノ浦ふ頭線 2車線

既定計画

臨港道路 郷ノ浦ふ頭線

起点 郷ノ浦ふ頭

終点 県道渡良浦・初瀬^{はせ}線 2車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図るとともに、新たに港湾の環境の整備及び保全を以下のとおり計画する。

1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

郷ノ浦地区	緑地	3 ha
鎌崎地区	緑地	1 ha

〔既定計画〕		
郷ノ浦地区	緑地	1 ha

なお、これに伴い、以下の施設を廃止する。

〔既設〕			
郷ノ浦地区			
岸壁	水深 5 m	2 バース	延長 175m
物揚場	水深 3 m		延長 30m
ふ頭用地	1 ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)		

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応し、あわせて効率性、安全性、快適性の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

[単位：ha]

用途 地区名	ふ 頭 用 地	港 湾 関 連 用 地	都 市 再 開 発 用 地	都 市 機 能 用 地	交 通 機 能 用 地	緑 地	レ ク リ エ ー シ ョ ン 地	施 設 用 地	工 業 用 地	危 険 物 取 扱 地	施 設 用 地	合 計
鎌 崎	5			2	2	(1) 1	(2) 2					(2) 10
郷ノ浦	(9) 14			1	(1) 3	(2) 3						(12) 20
宇 土	(1) 2								1	1		(1) 5
渡 良	(1) 1											(1) 1
合 計	(11) 22			1	1	2	(1) 5	(3) 4	(2) 2			(16) 37

注1. ()は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2. 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

既定計画

[単位：ha]

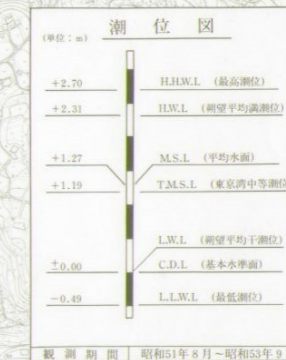
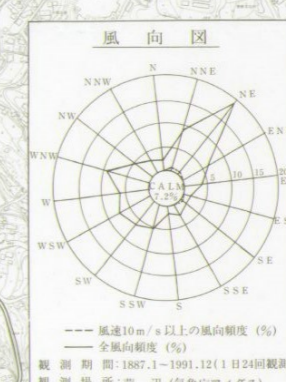
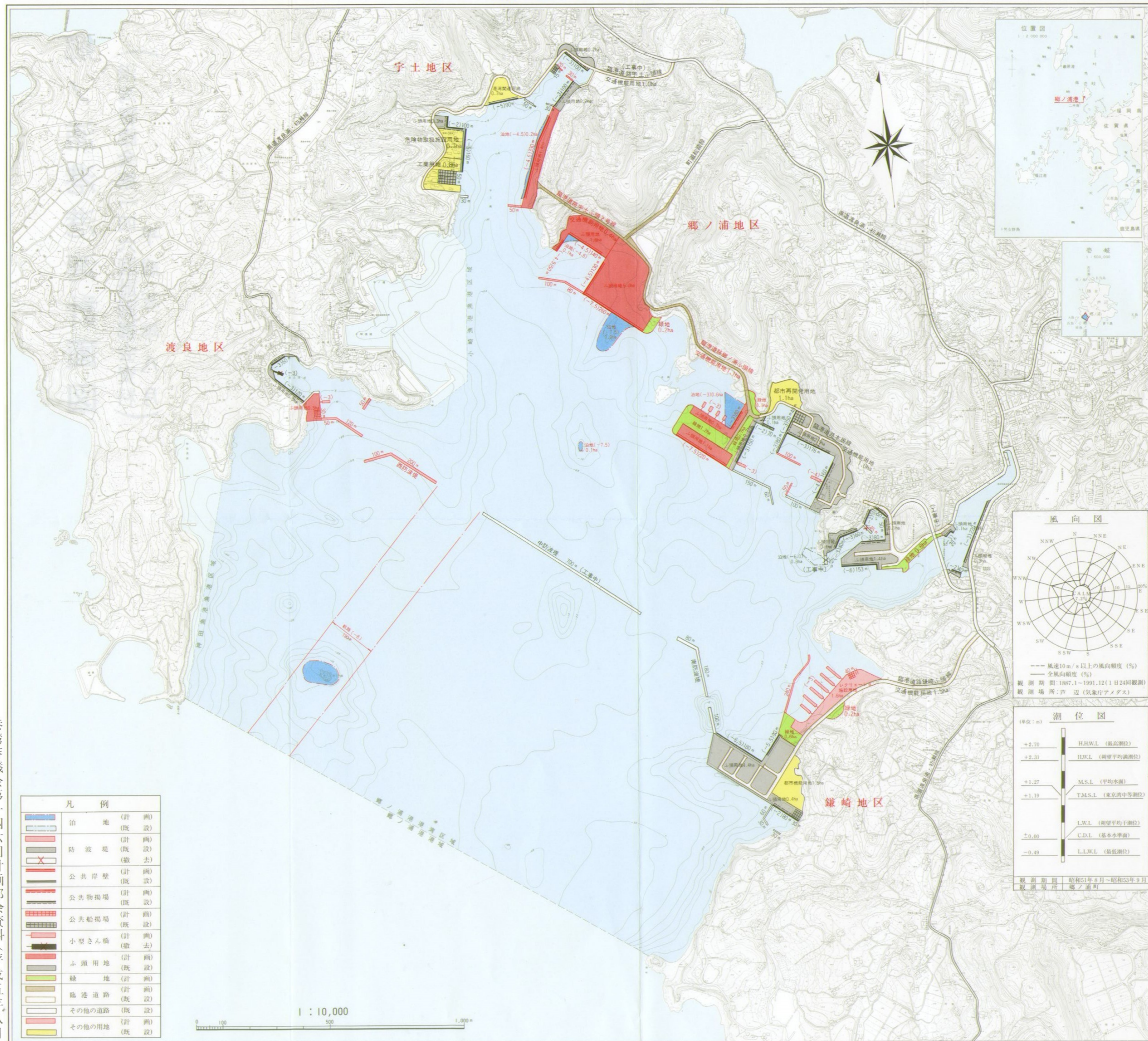
用途 地区名	ふ 頭 用 地	港 湾 関 連 用 地	都 市 再 開 発 用 地	都 市 機 能 用 地	交 通 機 能 用 地	緑 地	工 業 用 地	危 険 設 物 取 扱 地	合 計
鎌 崎	(2) 6			2	(1) 2	1			(2) 10
郷ノ浦	(5) 11	(3) 3	1		(1) 2	(1) 1			(10) 18
宇 土	1				1		1	1	3
渡 良	1								1
合 計	(6) 18	(3) 3	1	2	(2) 5	(1) 1	1	1	(12) 31

注 1. ()は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

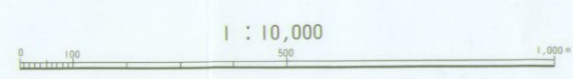
注 2. 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注 3. 本表は現在の土地利用計画の表記方法に沿って作成したものである。

郷ノ浦港湾計画図



凡例	
	泊地 (計画)
	泊地 (既設)
	防波堤 (計画)
	防波堤 (既設)
	防波堤 (撤去)
	公共岸壁 (計画)
	公共岸壁 (既設)
	公共物揚場 (計画)
	公共物揚場 (既設)
	公共船揚場 (計画)
	公共船揚場 (既設)
	小型さん橋 (計画)
	小型さん橋 (既設)
	ふ頭用地 (計画)
	ふ頭用地 (既設)
	緑地 (計画)
	緑地 (既設)
	臨港道路 (計画)
	臨港道路 (既設)
	その他の道路 (計画)
	その他の道路 (既設)
	その他の用地 (計画)
	その他の用地 (既設)



港湾審議会第一四六回計画部会資料(平成五年八月)

郷ノ浦港湾管理者